

○八街市介護保険条例

平成12年3月22日

条例第7号

(趣旨)

第1条 本市が行う介護保険については、法令及び他の条例に定めがあるもののほか、この条例で定めるところによる。

(全部改正〔平成25年条例10号〕)

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）で使用する用語の例による。

(介護認定審査会の委員の定数)

第3条 法第15条第1項の規定による八街市介護認定審査会（以下「認定審査会」という。）の委員の定数は、20人とする。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 医師
- (2) 歯科医師
- (3) 薬剤師
- (4) 老人福祉施設の代表
- (5) その他市長が必要と認めた者

(一部改正〔平成15年条例7号〕)

(保険料率)

第4条 法第129条第2項の規定による保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）

第38条第1項第1号に掲げる者 28,700円

(2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 43,300円

(3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 43,600円

(4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 56,900円

(5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 63,200円

- (6) 令第38条第1項第6号に掲げる者 75,800円
- (7) 令第38条第1項第7号に掲げる者 82,200円
- (8) 令第38条第1項第8号に掲げる者 94,800円
- (9) 令第38条第1項第9号に掲げる者 107,500円
- (10) 令第38条第1項第10号に掲げる者 120,100円
- (11) 令第38条第1項第11号に掲げる者 132,800円
- (12) 令第38条第1項第12号に掲げる者 145,400円
- (13) 令第38条第1項第13号に掲げる者 151,700円

2 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る前項第1号に該当する者の令和6年度から令和8年度までにおける保険料率は、同号の規定にかかわらず、18,000円とする。

3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までにおける保険料率について準用する。この場合において前項中「18,000円」とあるのは、「30,600円」と読み替えるものとする。

4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までにおける保険料率について準用する。この場合において第2項中「18,000円」とあるのは、「43,300円」と読み替えるものとする。

(全部改正〔平成27年条例14号〕、一部改正〔平成30年条例10号・令和元年8号・2年23号・3年18号・6年7号〕)

(普通徴収に係る納期)

第5条 普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期(以下「納期」という。)は、法第133条の規定により、次の表に掲げるとおりとする。

第1期	7月1日から同月31日まで
第2期	8月1日から同月31日まで
第3期	9月1日から同月30日まで
第4期	10月1日から同月31日まで

第5期	1月1日から同月30日まで
第6期	1月2日から同月25日まで
第7期	1月1日から同月31日まで
第8期	2月1日から同月末日まで

2 市長は、前項に規定する納期によることが困難であると認める第1号被保険者については、同項の規定にかかわらず、その納期を別に定めることができる。この場合において、市長は、当該第1号被保険者に対して、その別に定めた納期を通知しなければならない。

3 市長は、次条の規定により保険料の額の算定を行ったときは、前2項の規定にかかわらず、別に納期を定め、これを当該算定に係る第1号被保険者に対して通知しなければならない。

4 前3項の規定により定められた納期ごとの分割金額に100円未満の端数があるとき、又はその分割金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額は、最初の納期に係る分割金額に合算するものとする。

(賦課期日後における第1号被保険者の資格取得、喪失等に係る取扱い)

第6条 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した場合における当該第1号被保険者に係る保険料の額の算定は、第1号被保険者の資格を取得した日の属する月から月割りをもって行う。

2 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を喪失した場合における当該第1号被保険者に係る保険料の額の算定は、第1号被保険者の資格を喪失した日の属する月の前月まで月割りをもって行う。

3 保険料の賦課期日後に令第38条第1項第1号イ（同号イに規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び同号イ(1)に規定する者を除く。）、同号ロ若しくは同号ニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ、第12号ロに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、その該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額とその該当するに至った日の属する月から令第38条第1項第

1号から第12号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。

- 4 前3項の規定により算定された当該年度における保険料の額に100円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。

(一部改正〔平成18年条例25号・令和6年7号〕)

(保険料の額の通知)

第7条 市長は、保険料の額を定めたときは、これを速やかに第1号被保険者に通知しなければならない。その額に変更があったときも、同様とする。

(延滞金)

第8条 法第132条の規定により普通徴収に係る保険料の納付義務を負う者は、納期限(納期の末日をいう。以下同じ。)後にその保険料を納付する場合においては、その納付する保険料の額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間に応じて当該保険料の額に年14.6パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過するまでの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて得た金額に相当する延滞金の額を加えた金額を納付しなければならない。ただし、延滞金の額が10円未満である場合においては、この限りでない。

- 2 前項の規定により延滞金の額を算定する場合においては、その乗ずる割合は、閏年の日を含む期間についても、納期限の翌日から納付の日までの期間の365日に対する割合をもって計算するものとする。

(保険料の徴収猶予)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認められる者に対し、その者の申請により、その納付することができないと認められる金額を限度として、6月以内の期間に限って、その保険料の徴収を猶予することができる。

- (1) 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。

(2) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。

(3) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。

(4) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作その他これに類する理由により著しく減少したこと。

(5) その他特別の事由があつて、特に市長が認めた場合

2 前項の規定により保険料の徴収猶予を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明する書類を添付して、これを市長に提出しなければならない。

(1) 第1号被保険者及びその者の属する世帯の生計を主として維持する者の氏名及び住所

(2) 徴収猶予を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月

(3) 徴収猶予を必要とする理由
(保険料の減免)

第10条 市長は、前条第1項各号のいずれかに該当する者のうち、その程度が甚大であり、かつ、その者から保険料を徴収することが適当でないとき認められるときは、その者の申請により、その保険料を減免することができる。

2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限前7日までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払に係る月の前々月の15日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、これを市長に提出しなければならない。

- (1) 第1号被保険者及びその者の属する世帯の生計を主として維持する者の氏名及び住所
- (2) 減免を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月
- (3) 減免を受けようとする理由

3 第1項の規定により保険料の減免を受けた者は、当該保険料の減免の事由となった前条第1項各号の事由が消滅したときは、直ちに、その旨を市長に申告しなければならない。

(保険料に関する申告等)

第11条 第1号被保険者は、毎年度4月15日まで（保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した者にあつては、当該資格を取得した日から15日以内）に、第1号被保険者本人の所得状況並びにその者の属する世帯の世帯主及び世帯員のうち市民税を課税された者の有無その他市長が必要と認める事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。ただし、第1号被保険者本人及びその者の属する世帯の世帯主及び世帯員の前年中の所得につき地方税法（昭和25年法律第226号）第317条の2第1項の申告書（第1号被保険者本人及びその者の属する世帯の世帯主及び世帯員のすべてが同法第317条の2第1項に規定する給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者である場合には、同法第317条の6第1項又は第3項の給与支払報告書又は公的年金等支払報告書）が市長に提出されている場合においては、この限りでない。

(一部改正〔平成30年条例10号・令和6年7号〕)

(公示送達)

第12条 法第143条において準用する地方税法第20条の2の規定による公示送達は、八街市公告式条例（昭和29年条例第1号）第2条に規定する掲示場に掲示して行うものとする。

(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の入所定員)

第13条 法第78条の2第1項の規定により条例で定める定員は、29人以下とする。

(追加〔平成25年条例10号〕)

(指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する申請者)

第14条 法第78条の2第4項第1号及び第115条の12第2項第1号及び第115条の22第2項第1号の規定により条例で定める者は、法人とする。

(追加〔平成25年条例10号〕、一部改正〔平成27年条例14号〕)

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

(一部改正〔平成25年条例10号〕)

(罰則)

第16条 次の各号のいずれかに該当する者に対し、10万円以下の過料を科する。

(1) 法第12条第1項本文の規定による届出をせず(同条第2項の規定によりその被保険者の属する世帯の世帯主から届出がなされた場合を除く。)

又は虚偽の届出をした者

(2) 法第30条第1項後段、第31条第1項後段、第33条の3第1項後段、第34条第1項後段、第35条第6項後段、第66条第1項若しくは第2項又は第68条第1項の規定により被保険者証の提出を求められてこれに応じない者

(3) 正当な理由がなくて、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

(一部改正〔平成18年条例25号・25年10号・30年10号〕)

第17条 偽りその他不正の行為により保険料その他法の規定による徴収金(納付金及び法第157条第1項に規定する延滞金を除く。)の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科する。

(一部改正〔平成25年条例10号〕)

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(保険料率の特例)

第2条 平成12年度における保険料率は、第4条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 令第38条第1項第1号に掲げる者 3,800円
- (2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 5,800円
- (3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 7,700円
- (4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 9,600円
- (5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 11,600円

2 平成13年度における保険料率は、第4条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 令第38条第1項第1号に掲げる者 11,600円
- (2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 17,400円
- (3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 23,200円
- (4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 29,000円
- (5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 34,800円

(普通徴収に係る納期の特例)

第3条 平成12年度の普通徴収に係る保険料の納期は、第5条の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

第1期	10月1日から同月31日まで
第2期	11月1日から同月30日まで
第3期	12月1日から同月25日まで
第4期	1月1日から同月31日まで
第5期	2月1日から同月28日まで

2 平成12年度において第5条第2項の規定を適用する場合においては、同項中「別に定めることができる。」とあるのは、「10月1日以後において別に定める時期とすることができる。」とする。

3 平成13年度においては、第4期から第8期の納期に納付すべき保険料の額は、第1期から第3期の納期に納付すべき保険料の額に2を乗じて得た額とすることを基本とする。

(賦課期日後における第1号被保険者の資格取得、喪失等に係る取扱いの特例)

第4条 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得又は喪失した場合における当該第1号被保険者に係る保険料の額は、第6条第1項及び第2項の規定にかかわらず、平成12年度においては、平成12年度を通じて被保険者資格を有したとした場合の保険料額（次条において「平成12年度通年保険料額」という。）を6で除して得た額に、平成12年10月から平成13年3月までの間において被保険者資格を有する月数（当該被保険者資格を取得した日が属する月を含み、当該被保険者資格を喪失した日が属する月を除く。以下この条において同じ。）を乗じて得た額とし、平成13年度においては、次の各号に掲げる額の合算額とする。

(1) 平成13年度を通じて被保険者資格を有したとした場合の保険料額（以下「平成13年度通年保険料額」という。）を18で除して得た額に、平成13年4月から平成13年9月までの間において被保険者資格を有する月数を乗じて得た額

(2) 平成13年度通年保険料額を9で除して得た額に、平成13年10月から平成14年3月までの間において被保険者資格を有する月数を乗じて得た額

第5条 保険料の賦課期日後に令第38条第1項第1号イ（同号イに規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び同号イ（1）に規定する者を除く。以下この条において同じ。）、同号ロ若しくは同号ハ、第2号ロ、第3号ロ又は第4号ロに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、

第6条第3項の規定にかかわらず、平成12年度及び平成13年度においては、次の各号に掲げる区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 当該該当するに至った日が、平成12年4月1日から同年10月31日までの間である場合 該当するに至った令第38条第1項第1号から第4号までのいずれかに規定する者として支払うべき平成12年度通年保険料額
- (2) 当該該当するに至った日が、平成12年11月1日から平成13年3月31日までの間である場合 令第38条第1項第1号イ、同号ロ若しくは同号ハ、第2号ロ、第3号ロ又は第4号ロに該当しなかったとした場合の平成12年度通年保険料額を6で除して得た額に平成12年10月から当該該当するに至った日が属する月の前月までの月数を乗じて得た額及び当該該当するに至った令第38条第1項第1号から第4号までのいずれかに規定する者として支払うべき平成12年度通年保険料額を6で除して得た額に当該該当するに至った日が属する月から平成13年3月までの月数を乗じて得た額の合算額
- (3) 当該該当するに至った日が、平成13年4月1日から同年9月30日までの間である場合 令第38条第1項第1号イ、同号ロ若しくは同号ハ、第2号ロ、第3号ロ又は第4号ロに該当しなかったとした場合の平成13年度通年保険料額を18で除して得た額に平成13年4月から当該該当するに至った日が属する月の前月までの月数を乗じて得た額、当該該当するに至った令第38条第1項第1号から第4号までのいずれかに規定する者として支払うべき平成13年度通年保険料額を18で除して得た額に当該該当するに至った日が属する月から平成13年9月までの月数を乗じて得た額及び当該該当するに至った令第38条第1項第1号から第4号までのいずれかに規定する者として支払うべき平成13年度通年保険料額に3分の2を乗じて得た額の合算額
- (4) 当該該当するに至った日が、平成13年10月中である場合 令第38条第1項第1号イ、同号ロ若しくは同号ハ、第2号ロ、第3号ロ又は第4号ロに該当しなかったとした場合の平成13年度通年保険料額を3で除し

て得た額及び該当するに至った令第38条第1項第1号から第4号までのいずれかに規定する者として支払うべき平成13年度通年保険料額に3分の2を乗じて得た額の合算額

- (5) 当該該当するに至った日が、平成13年11月1日から平成14年3月31日までの間である場合 令第38条第1項第1号イ、同号ロ若しくは同号ハ、第2号ロ、第3号ロ又は第4号ロに該当しなかったとした場合の平成13年度通年保険料額を3で除して得た額、令第38条第1項第1号イ、同号ロ若しくは同号ハ、第2号ロ、第3号ロ又は第4号ロに該当しなかったとした場合の平成13年度通年保険料額を9で除して得た額に平成13年10月から当該該当するに至った日が属する月の前月までの月数を乗じて得た額及び該当するに至った令第38条第1項第1号から第4号までのいずれかに規定する者として支払うべき平成13年度通年保険料額を9で除して得た額に当該該当するに至った日が属する月から平成14年3月までの月数を乗じて得た額の合算額

(保険料に係る経過措置)

第6条 介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（平成18年政令第28号。以下「改正政令」という。）附則第4条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する第1号被保険者の平成18年度の保険料率は、第4条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 第4条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯のすべての世帯員が、平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税及び特別区民税（同法第328条に規定する退職手当等に係る所得割を除く。以下「市町村民税」という。）を課されていないものとした場合、第4条第1号に該当するもの 29,300円
- (2) 第4条第4号に該当する者であって、前号に掲げる場合において、第4条第2号に該当するもの 29,300円
- (3) 第4条第4号に該当する者であって、第1号に掲げる場合において、第4条第3号に該当するもの 36,900円

(4) 第4条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯のすべての世帯員（当該者を含む。）のうち、地方税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第5号。以下「地方税法改正法」という。）附則第6条第2項の適用を受けるものが、平成18年度分の市町村民税を課されていないものとした場合、第4条第1号に該当するもの 33,300円

(5) 第4条第5号に該当する者であって、前号に掲げる場合において、第4条第2号に該当するもの 33,300円

(6) 第4条第5号に該当する者であって、第4号に掲げる場合において、第4条第3号に該当するもの 40,400円

(7) 第4条第5号に該当する者であって、第4号に掲げる場合において、第4条第4号に該当するもの 48,000円

2 改正政令附則第4条第1項第3号又は第4号のいずれかに該当する第1号被保険者の平成19年度の保険料率は、第4条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 第4条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯のすべての世帯員が、平成19年度分の市町村民税を課されていないものとした場合、第4条第1号に該当するもの 36,900円

(2) 第4条第4号に該当する者であって、前号に掲げる場合において、第4条第2号に該当するもの 36,900円

(3) 第4条第4号に該当する者であって、第1号に掲げる場合において、第4条第3号に該当するもの 40,400円

(4) 第4条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯のすべての世帯員（当該者を含む。）のうち、地方税法改正法附則第6条第4項の適用を受けるものが、平成19年度分の市町村民税を課されていないものとした場合、第4条第1号に該当するもの 44,400円

(5) 第4条第5号に該当する者であって、前号に掲げる場合において、第4条第2号に該当するもの 44,400円

(6) 第4条第5号に該当する者であって、第4号に掲げる場合において、第4条第3号に該当するもの 48,000円

(7) 第4条第5号に該当する者であって、第4号に掲げる場合において、第4条第4号に該当するもの 51,600円

(追加〔平成18年条例25号〕)

(平成20年度における保険料の特例)

第7条 介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令の一部を改正する政令（平成19年政令第365号）による改正後の介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（平成18年政令第28号。この条において「改正後の改正政令」という。）附則第4条第1項第5号又は第6号のいずれかに該当する第1号被保険者の平成20年度の保険料率は、第4条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 第4条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が、平成20年度分の市民税（地方税法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）を課されていないものとした場合、第4条第1号に該当するもの 36,900円

(2) 第4条第4号に該当する者であって、前号に掲げる場合において、第4条第2号に該当するもの 36,900円

(3) 第4条第4号に該当する者であって、第1号に掲げる場合において、第4条第3号に該当するもの 40,400円

(4) 第4条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（改正後の改正政令第4条第5号に該当する者に限る。以下同じ。）が、平成20年度分の市民税を課されていないものとした場合、第4条第1号に該当するもの 44,400円

(5) 第4条第5号に該当する者であって、前号に掲げる場合において、第4条第2号に該当するもの 44,400円

(6) 第4条第5号に該当する者であって、第4号に掲げる場合において、第4条第3号に該当するもの 48,000円

(7) 第4条第5号に該当する者であって、第4号に掲げる場合において、第4条第4号に該当するもの 51,600円

(追加〔平成20年条例8号〕、一部改正〔令和6年条例7号〕)

(延滞金の割合の特例)

第8条 当分の間、第8条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

(全部改正〔平成25年条例29号〕、一部改正〔令和2年条例38号〕)

(関係条例の廃止)

第9条 八街市介護認定審査会の委員の定数等を定める条例（平成11年条例第19号）は、廃止する。

(一部改正〔平成18年条例25号・20年8号〕)

(介護予防・日常生活支援総合事業の実施の猶予に関する経過措置)

第10条 法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業については、介護予防及び生活支援の体制整備の必要性等に鑑み、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間には行わないものとし、平成28年4月1日から行うものとする。

2 法第115条の45第2項第6号に掲げる事業については、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間には行わないものとし、平成30年4月1日から行うものとする。

(追加〔平成27年条例14号〕)

(新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免)

第11条 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に納期限(特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。)が定められている保険料(第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に法第12条第1項の規定による届出が行われなかったため令和3年4月1日以降に納期限が定められている保険料であって、当該届出が第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年4月1日前に納期限が定められるべきものを除く。)の減免については、次の各号のいずれかに該当する者は、第10条第1項に規定する保険料の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。

- (1) 新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))である感染症をいう。次号において「新型コロナウイルス感染症」という。)により、第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡し、又は重篤な傷病を負ったこと。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入(以下この号において「事業収入等」という。)の減少が見込まれ、次のア及びイに該当すること。
 - ア その属する世帯の主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額(保険金、損害賠償等により補填されるべき金額があるときは、当該金額を控除した額)が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。
 - イ その属する主たる生計維持者の合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、租税特別措置法に規定される長期譲渡所得又は短期譲渡所得に係る特別控除額の適用がある場合

には、当該合計所得金額から特別控除を控除した額。以下同じ。)のうち、減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

- 2 前項の場合における第10条第2項の規定の適用については、同項中「提出しなければならない」とあるのは、「提出しなければならない。ただし、市長は、これにより難い事情があると認めるときは、別に申請期限を定めることができる」とする。

(追加〔令和2年条例23号〕、一部改正〔令和3年条例18号・4年11号・6年7号〕)

(新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免額等)

第12条 前条の規定により適用する条例第10条第1項の規定により保険料の減免を行う場合の減免額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 前条第1項第1号に該当する場合 保険料額の全部
- (2) 前条第1項第2号に該当する場合(前号に該当する場合を除く。) 次の算式により算出した金額

$$\text{減免額} = (A \times B / C) \times d$$

備考 この算式中次に掲げる記号の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

- A 当該第1号被保険者の保険料額
- B 当該第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者(以下この備考において「主たる生計維持者」という。)の減少することが見込まれる事業収入等(前条第1項第2号に規定する事業収入等をいう。)に係る前年の所得額
- C 主たる生計維持者の前年の合計所得額
- d 次の表の左欄に掲げる主たる生計維持者の前年の合計所得金額の区分に応じ、同表の右欄に定める減免割合。ただし、主たる生計維

持者の事業等の廃止又は失業の場合には、前年の合計所得金額にかかわらず、減免割合を10分の10とする。

前年の合計所得金額	減免割合
210万円以下であるとき	10分の10
210万円を超えるとき	10分の8

2 前項に規定する場合における条例第10条第2項の申請書は、市長が別に定める。

(追加〔令和2年条例23号〕、一部改正〔令和3年条例18号〕)

(令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定の特例)

第13条 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての八街市介護保険条例の一部を改正する条例

(令和6年条例第7号)による改正前の八街市介護保険条例第4条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア及び、第9号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)

によるものとし、租税特別措置法」とする。

(追加〔令和3年条例18号〕、一部改正〔令和6年条例7号〕)

第14条 前条の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同条中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。

(追加〔令和3年条例18号〕)

第15条 第13条の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同条中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。

(追加〔令和3年条例18号〕)

附 則 (平成15年3月28日条例第7号)

(施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の八街市介護保険条例第4条第1項の規定は、平成15年度以降の年度分の保険料から適用し、平成14年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

附 則 (平成18年3月24日条例第25号)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の八街市介護保険条例第4条の規定は、平成18年度以降の年度分の保険料から適用し、平成17年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

附 則 (平成20年3月25日条例第8号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月24日条例第7号)

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の八街市介護保険条例第4条の規定は、平成21年度以降の年度分の保険料から適用し、平成20年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

(平成21年度から平成23年度までにおける保険料率の特例)

- 3 令附則第11条第1項及び第2項（同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。）に規定する第1号被保険者の平成21年度から平成23年度までの保険料率は、第4条の規定にかかわらず、38,700円とする。

附 則（平成24年3月21日条例第14号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の八街市介護保険条例第4条の規定は、平成24年度以降の年度分の保険料から適用し、平成23年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

（平成24年度から平成26年度までにおける保険料率の特例）

- 3 令附則第14条第1項及び第2項（同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。）に規定する第1号被保険者の平成24年度から平成26年度までの保険料率は、第4条第3号の規定にかかわらず、34,300円とする。
- 4 令附則第15条第1項及び第2項（同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。）に規定する第1号被保険者の平成24年度から平成26年度までの保険料率は、第4条第4号の規定にかかわらず、44,800円とする。

附 則（平成25年3月26日条例第10号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年9月27日条例第29号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。

（八街市介護保険条例の一部改正に伴う経過措置）

- 4 第3条の規定による改正後の八街市介護保険条例附則第8条の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

附 則（平成27年3月24日条例第14号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の八街市介護保険条例第4条の規定は、平成27年度以降の年度分の保険料から適用し、平成26年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

附 則 (平成30年3月20日条例第10号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の八街市介護保険条例第4条の規定は、平成30年度の年度分の保険料から適用し、平成29年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

附 則 (令和元年6月25日条例第8号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の八街市介護保険条例の規定は、平成31年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 改正後の八街市介護保険条例第4条の規定は、令和元年度分の保険料から適用し、平成30年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

附 則 (令和2年6月22日条例第23号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、第2条の規定による改正後の八街市介護保険条例附則第11条及び同第12条の規定は令和2年2月1日から、第1条の規定による改正後の八街市介護保険条例第4条の規定は令和2年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の八街市介護保険条例第4条の規定は、令和2年度分の保険料から適用し、令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

附 則（令和2年12月22日条例第38号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例中各条の改正後の規定は、令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

附 則（令和3年6月23日条例第18号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の八街市介護保険条例第4条並びに附則第11条及び同第12条の規定は、令和3年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 改正後の八街市介護保険条例第4条の規定は、令和3年度分の保険料から適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

附 則（令和4年6月23日条例第11号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の八街市介護保険条例附則第11条の規定は、令和4年4月1日から適用する。

附 則（令和6年3月27日条例第7号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の八街市介護保険条例の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。